

議第 1 3 5 号

呉市下水道事業の受益者に係る負担金及び分担金に関する条例の一部を改正する条例の制定について

呉市下水道事業の受益者に係る負担金及び分担金に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市下水道事業の受益者に係る負担金及び分担金に関する条例の一部を改正する条例

呉市下水道事業の受益者に係る負担金及び分担金に関する条例（昭和 4 9 年呉市条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
付 則 1～3 略 4 当分の間、第 1 1 条第 1 項に規定する延滞金の年 1 4 . 5 パーセントの割合及び年 7 . 3 パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の <u>特例基準割合</u> （当該年の前年に租税特別措置法（昭和 3 2 年法律第 2 6 号）第 9 3 条第 2 項の規定により告示された割合）に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年 7 . 3 パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「 <u>特例基準割合適用年</u> 」という。）中においては、年 1 4 . 5 パーセントの割合にあつては <u>当該特例基準割合適用年における特例基準割合</u> に年 7 . 3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7 . 3 パーセントの割合にあつては当該 <u>特例基準割合</u> に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7 . 3 パーセントの割合を超える場合には、年 7 . 3 パーセントの割合）とする。 5～8 略	付 則 1～3 略 4 当分の間、第 1 1 条第 1 項に規定する延滞金の年 1 4 . 5 パーセントの割合及び年 7 . 3 パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の <u>延滞金特例基準割合</u> （租税特別措置法（昭和 3 2 年法律第 2 6 号）第 9 3 条第 2 項に規定する <u>平均貸付割合</u> に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年 7 . 3 パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年 1 4 . 5 パーセントの割合にあつては <u>その年における延滞金特例基準割合</u> に年 7 . 3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7 . 3 パーセントの割合にあつては当該 <u>延滞金特例基準割合</u> に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7 . 3 パーセントの割合を超える場合には、年 7 . 3 パーセントの割合）とする。 5～8 略

付 則

この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

（提案理由）

地方税法の一部改正を踏まえ、所要の規定の整備をするため、この条例案を提出する。